

- 取引の内容

ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。
- 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第6条 データ伝送サービス

- サービスの定義
 - データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます。）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。
 - データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。
- 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替に係る取りまとめ店は、申込書よりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。
- 取扱方法
 - 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。
 - データ伝送の、取扱時限、伝送データの仕様等については、当金庫が定める方法によります。
 - 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額、別にお知らせした振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます。）は、別にお知らせした日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
 - 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当金庫に再送を行ってください。
 - 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

- ご利用限度額
 - 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
 - ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎について、前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。
 - 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス

- 取引の内容
 - 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落し金を払込むことができるサービスをいいます。
 - 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
 - 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条（資金移動）における振込と同様の取扱いとします。
 - 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
 - 当金庫は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
 - 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
 - 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

- 利用の停止・取消し等
 - 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
 - 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
 - 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

第8条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第9条 取引の記録
<p>本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p>

第10条 海外からのご利用
<p>海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。</p>

第11条 免責事項等
<ol style="list-style-type: none">免責事項 <p>次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none">災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

- 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 郵送上の事故

当金庫が発行したお客様カードが郵送上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

- 補償の要件

利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等、または電子証明書書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額のうち当金庫が定める金額を上限として補償を請求することができます。

 - ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいていること。
 - ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- 補償対象額

前項の請求がなされた場合、本サービスに必要な顧客情報・端末機の紛失・盗難、また盗難されることなく他人に不正利用されたことによる被害の通知を当金庫が受理した日の30日前以降受理した日の31日間に行われた不正使用による資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）のうち当金庫が定める金額を上限として補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。
- 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等、または電子証明書書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

 - 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

- ご契約先に重大な過失があった場合。
 - 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
- 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

第13条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第14条 解約等
<ol style="list-style-type: none">都合解約 <p>本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p> 代表口座の解約 <p>代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。</p>

- サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとします。
- サービスの強制解約

ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

 - 一年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
 - 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - お客様カードが不着等で返戻された場合
 - 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
 - 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。
 - 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 各種暗証番号および電子証明書書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。

- 解約後の処理

本契約が本条による解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、利用者番号、各種暗証番号等はすべて無効となります。

第15条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることができます。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第16条 規定等の準用
<p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。</p>

第17条 規定の変更等

- この規定の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭掲示、ウェブサイトその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第18条 契約期間
<p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>

第19条 機密保持
<p>ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。</p>

第20条 準拠法・管轄
<p>本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。</p> <p>本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>

第21条 譲渡・買入・貸与の禁止
<p>本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。</p>
第22条 サービスの終了
<p>当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。</p>

以上
<p>※ただし、当金庫で取扱っていない項目については、対象外となります。</p>